○財務省・農林水産省告示第二十五号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十日

財務大臣　藤井　裕久
農林水産大臣　赤松　広隆

「年二・八五パーセント」を「年二・九五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十日

農林水産大臣　赤松　広隆

「年一分六厘」を「年一分七厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十日

農林水産大臣　赤松　広隆

「年一厘」を「年一厘五毛」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千二百二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十一年九月二十一日から平成二十六年三月三十一日まで
三　施行地区　千葉県佐倉市寺崎字仲反町、字反町、字広埜、字木崎及び字坂ノ下並びに六崎字磯部の各一部
四　土地区画整理事業の名称　佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十一年九月二十一日
七　事業施行期間の変更　平成十一年九月二十一日から平成三十年三月三十一日まで
八　施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十一年十一月二十日

○防衛省告示第二百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十二月一日から平成二十二年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで
区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒
実施艦　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十二月十日（予備、同月十一日及び同月十二日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　(イ)の地点から真南に引いた線
(エ)　(ア)の地点から真東に引いた線
実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十二月十三日から同月十五日まで（予備、同月十六日、同月十八日及び同月十九日）の間、毎日〇七〇〇から一七三〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十二月十三日から同月十五日まで（予備、同月十六日、同月十八日及び同月十九日）の間、毎日〇七〇〇から一七三〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。